

長野県高等学校授業料等徴収条例

(授業料等の納入)

第1条 長野県の設置する高等学校に在学する者は授業料又は受講料を、当該高等学校に入学する者は入学料を、当該高等学校の入学審査を受けようとする者は入学審査料を納入しなければならない。

(授業料等の額等)

第2条 前条の授業料、受講料、入学料及び入学審査料（第4条において「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

2 前項の授業料は、分納することができる。

(授業料の減免等)

第3条 特別の事情により、授業料を納入することが困難な者に対しては、これを減免することができる。

2 天災その他の非常災害により被害を受けた者であって、特に必要があると認めるものに対しては、入学料及び入学審査料を免除することができる。

(授業料等の還付)

第4条 既に納入した授業料等は、還付しない。ただし、授業料については、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか授業料の分納及び減免、入学料及び入学審査料の免除並びに授業料の還付並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、長野県教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

(県立高等学校通信教育生の入学料及び受講料徴収条例の廃止)

2 県立高等学校通信教育生の入学料及び受講料徴収条例(昭和28年長野県条例第3号)は、廃止する。

(中略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)附則第2条第2項に規定する者に係る長野県高等学校授業料等徴収条例の規定の適用については、なお従前の例による。

【条例改正後全文】

(別表) (第2条関係)

区 分		授業料	受講料	入学料	入学審査料
		円	円	円	円
全日制課程		年額 118,800	—	5,650	2,200
定時制課程	単位制による課程以外の課程	15 単位以下を履修する者	—	1,160	870
		年額 21,600			
		16 単位以上を履修する者			
		年額 32,400			
	単位制による課程	1 単位 1,620			
通信制課程		—	1 単位 220	180	—